

付託議案説明資料

条 例 ・ 事 件 決 議

令和 7 年 6 月 1 0 日

総 務 部

危機管理部

## <目 次>

- 1 〔第 63 号議案〕 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例 3
- 2 〔第 64 号議案〕 兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例 ..... 5
- 3 〔第 75 号議案〕 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例..... 6
- 4 〔第 76 号議案〕 兵庫県議会議員及び兵庫県知事選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ  
及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例・・・ 7
- 5 〔第 77 号議案〕 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 8

# 1 [第63号議案] 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例

## 第1 制定の理由

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、事業主に対し仕事と育児・介護の両立支援制度に関する情報の提供等が義務付けられることを踏まえ、並びに国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件等との均衡を考慮し、仕事と生活の両立支援の拡充のため、所要の措置を講ずる。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度において1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できることとされること等に伴い、所要の整備を行う。

## 第2 制定の概要

### 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

#### (1) 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等（第21条の2関係）

ア 任命権者は、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならないものとする。

(ア) 仕事と育児との両立に資する制度又は措置等の情報提供

(イ) (ア)の両立支援制度等に係る職員の意向確認

(ウ) 子の心身の状況又は育児に関する職員の家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向確認

イ 任命権者は、ア(ウ)により意向を確認した場合においては、当該意向に配慮しなければならないものとする。

#### (2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等（第21条の3関係）

ア 任命権者は、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならないものとする。

(ア) 仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）等の情報提供

(イ) 介護両立支援制度等に係る当該職員の意向確認

イ 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、ア(ア)の事項を知らせなければならないものとする。

#### (3) 介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備（第21条の4関係）

任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措

置等を講じなければならないものとする。

ア 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

イ 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

## 2 職員の子育て支援に関する条例の一部改正

### (1) 育児部分休業の請求が可能な会計年度任用職員（第21条関係）

勤務時間に関する要件を削除する。

| 項 目                           | 現 行                                  | 改正案                            |
|-------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 育児部分休業の請求が可能な会計年度任用職員（第21条関係） | 勤務日の日数及び勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める会計年度任用職員 | 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める会計年度任用職員 |

### (2) 第1号育児部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内で請求する育児部分休業）の承認の範囲（第22条関係）

勤務時間の始め又は終わり以外についても承認可能とする。

### (3) 第2号育児部分休業（1年につき(5)の時間を超えない範囲内で請求する育児部分休業）の承認等（第22条の2関係）

原則として1時間を単位として行うものとする。

### (4) 育児部分休業の請求を申し出る1年の期間（第22条の3関係）

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (5) 1年につき請求できる第2号育児部分休業の取得時間の上限（第22条の4関係）

次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間とするものとする。

ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分

イ 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

### (6) 育児部分休業の請求の申出の内容を変更することができる特別の事情（第22条の5関係）

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出をした時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該申出の内容の変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

### (7) 育児部分休業の承認の取消事由（第22条の6関係）

申出内容の変更をしたときとする。

## 第3 施行期日

令和7年10月1日

## 2   〔第64号議案〕 兵庫県防災会議条例の一部を改正する条例

### 1   制定の理由

兵庫県防災会議（以下「防災会議」という。）での審議において、様々な分野の有識者からの多様な視点による意見を反映させ、もって防災減災対策を充実させるため、防災会議の委員の定数に係る規定について所要の整備を行う。

### 2   制定の概要

防災会議の委員の定数を75人以内とする（第2条関係）。

### 3   施行期日等

#### (1) 施行期日

公布の日

#### (2) 経過措置

この条例の施行後最初に学識経験のある者等のうちから任命される防災会議の委員の任期は、兵庫県防災会議条例の規定にかかわらず、令和8年12月31日までとする。

### 3 〔第75号議案〕 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 制定の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、都道府県選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準が引き上げられたことに伴い、選挙長等の報酬の額を引き上げる。

#### 2 制定の概要

選挙長、選挙分会長及び審査分会長並びに選挙立会人及び審査分会立会人の報酬の額を次のとおり改める（別表関係）。

| 区 分       | 現 行            | 改 正 案          |
|-----------|----------------|----------------|
| 選 挙 長     | 1 日につき 10,800円 | 1 日につき 12,200円 |
| 選 挙 分 会 長 |                |                |
| 審 査 分 会 長 |                |                |
| 選 挙 立 会 人 | 1 日につき 8,900円  | 1 日につき 10,100円 |
| 審査分会立会人   |                |                |

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

公布の日

##### (2) 経過措置

施行日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票及び審査について適用し、同日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、投票及び審査については、なお従前の例による。

#### 4 〔第76号議案〕兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

##### 1 制定の理由

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院（小選挙区選出）議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことを踏まえ、兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる。

##### 2 制定の概要

(1) 選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおりとする（第9条関係）。

| ビラの作成枚数                   | 現行（1枚当たり）                                      | 改正案（1枚当たり）                                     |
|---------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 50,000枚以下の場合              | 7.73円                                          | 8.38円                                          |
| 50,000枚超の場合<br>(n=ビラ作成枚数) | $\frac{386,500円 + 5.18円 \times (n-50,000)}{n}$ | $\frac{419,000円 + 5.62円 \times (n-50,000)}{n}$ |

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を次のとおりとする（第13条関係）。

| ポスター掲示場数                 | 現行（1枚当たり）                                    | 改正案（1枚当たり）                                   |
|--------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 500以下の場合<br>(n=ポスター掲示場数) | $\frac{541.31円 \times n + 316,250円}{n}$      | $\frac{586.88円 \times n + 316,250円}{n}$      |
| 500超の場合<br>(n=ポスター掲示場数)  | $\frac{28.35円 \times (n-500) + 586,905円}{n}$ | $\frac{30.73円 \times (n-500) + 609,690円}{n}$ |

##### 3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 5 〔第77号議案〕 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書において、県が保有していた情報と外部へ漏えいした可能性が指摘される情報の同一性が認められたこと及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書において、県職員が秘密を漏えいしたと認定されたことを踏まえ、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

令和7年7月分から同年9月分までの知事等の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる（附則第2項関係）。

|       | 改正前     | 改正後     |
|-------|---------|---------|
| 知 事   | 100分の30 | 100分の50 |
| 副 知 事 | 100分の15 | 100分の25 |

### 3 施行期日

公布の日